

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業

【令和5年度予算概算決定額 2,360 (2,622) 百万円】

【令和4年度補正予算額 7,600百万円】

<対策のポイント>

円安による外需の拡大を最大限に活用し、2025年2兆円の目標を前倒しで達成できるよう、**戦略的な輸出拡大へのサポート、品目団体の輸出力強化、日本食・食文化の魅力発信による日本製品の海外での需要拡大等**の取組を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略的輸出拡大サポート事業

1,169百万円

- ① JETROによる、海外見本市への出展、国内外の商談会の開催、サンプル展示ショールームの設置、セミナー開催、専門家による相談対応等を支援します。
- ② JFOODOによる、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援します。
- ③ 新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援します。

2. 品目団体輸出力強化支援事業

907百万円

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

3. 輸出体制強化調査事業

10百万円

輸出体制の更なる強化に向け、海外の輸出体制に係る制度を詳細に調査します。

4. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

8百万円

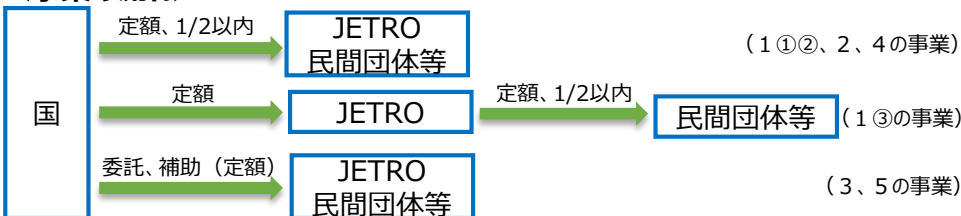
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。

5. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等

266百万円

- ① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。
- ② 日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援します。

<事業の流れ>



JETROによる輸出総合サポート



海外見本市への出展

JFOODOによるプロモーション



現地小売店でのキャンペーン

品目団体の輸出力強化支援



海外バイヤーとの商談

優良事業者表彰事業

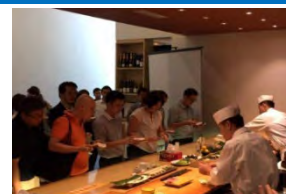


表彰式典の開催

日本食・食文化の魅力発信



海外料理学校との連携



日本産食材サポーター店との連携



食体験コンテンツの造成

【お問い合わせ先】

（1、2、3、5①の事業） 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
 （4の事業） 輸出支援課 (03-6744-7172)
 （5②の事業） 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2012)

食産業の戦略的海外展開支援事業

【令和5年度予算概算決定額 217（235）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を後押しし、日本の農林水産業者・食品事業者の利益となる**海外展開を官民で連携して推進**するため、**海外展開に役立つ各国の法制度、政策動向等に関する情報収集・分析、日本の事業者への情報提供等**により、**海外展開の多様な課題への対応について積極的に支援**します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 輸出拡大に資する海外展開に取り組む企業等（官民協議会会員800社・海外進出企業200社〔2024年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食産業の海外展開に向けた環境整備及び官民連携の推進 217（235）百万円

海外展開に役立つ調査、食産業海外展開推進官民協議会（700以上の企業・関係機関等で構成）を通じての情報発信から海外進出まで、**我が国食産業への一貫支援**を以下の取組を通じて実施します。

- ① 官民での海外展開に役立つ**情報共有の推進**、専用HPの運営等
- ② 各国のSDGs政策など、**海外展開に役立つ法制度、政策動向等に関する情報収集・分析**、**海外展開の事業構想策定のための調査**、二国間協力の推進や規制緩和等の働きかけを行う二国間対話を実施
- ③ 既決EPAの情報提供の強化及び原産地証明の取得支援
- ④ 海外の食品安全規制等に関する**法的な相談体制の強化**

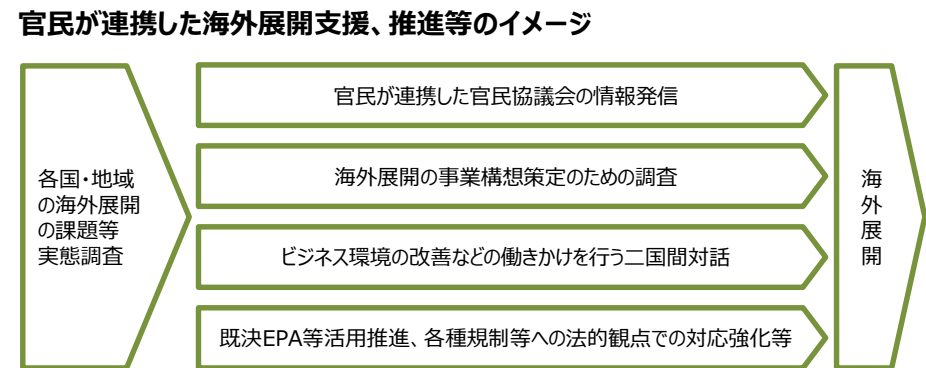
<事業の流れ>



課題

モノの輸出に加え、世界的なバリューチェーン全体を通じた稼ぎの機会を増やしていくため、我が国食産業の海外展開を維持・拡大していくことが、生産者等の所得向上に重要

事業内容



成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献
- 我が国食産業の海外展開による需要獲得を通じた生産者等の所得向上

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和5年度予算概算決定額 168（177）百万円】
 （令和4年度補正予算額 263百万円）

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や**侵害対策の高度化に係る経費を支援**するとともに、在来種等の保存、**東アジア地域における共通の出願審査システムの導入**、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化を支援**します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得支援等

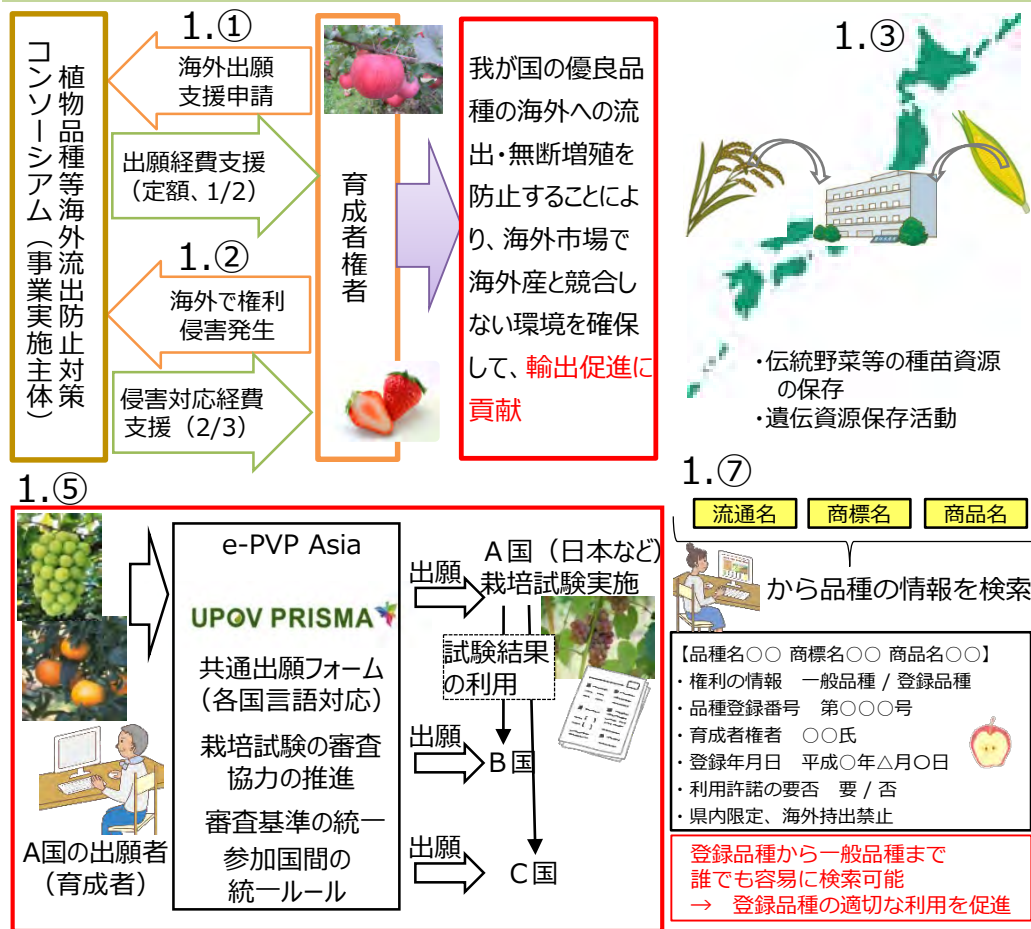
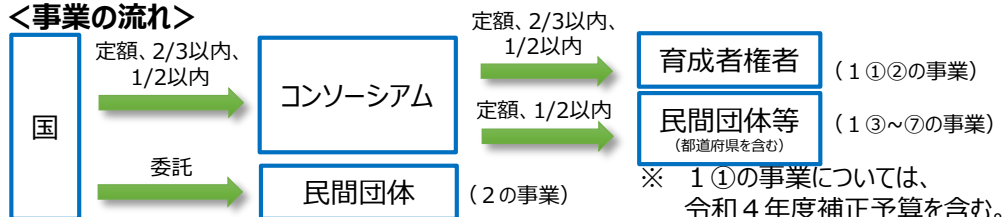
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① **海外出願**
- ② **海外育成者権侵害対策**
侵害対策において、防衛的許諾の活用を含め、迅速かつ適切に支援します。
- ③ **種苗資源の保護**
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ **種苗流過程での海外流出防止に向けた調査等**
- ⑤ **東アジア地域における植物新品種保護の推進**
東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。
- ⑥ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
品種登録審査や侵害立証において遺伝子情報等を活用しつつ精度の高い審査技術を実証する取組を支援します。
- ⑦ **流通種子データベースの運用**
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

<対策のポイント>

品種開発者やグローバル産地が連携した海外の育成者権の取得に向け、**コンソーシアム**が海外における知的財産の**侵害状況を一元的に監視・把握**し、品種開発者の権利行使を支援します。

<事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

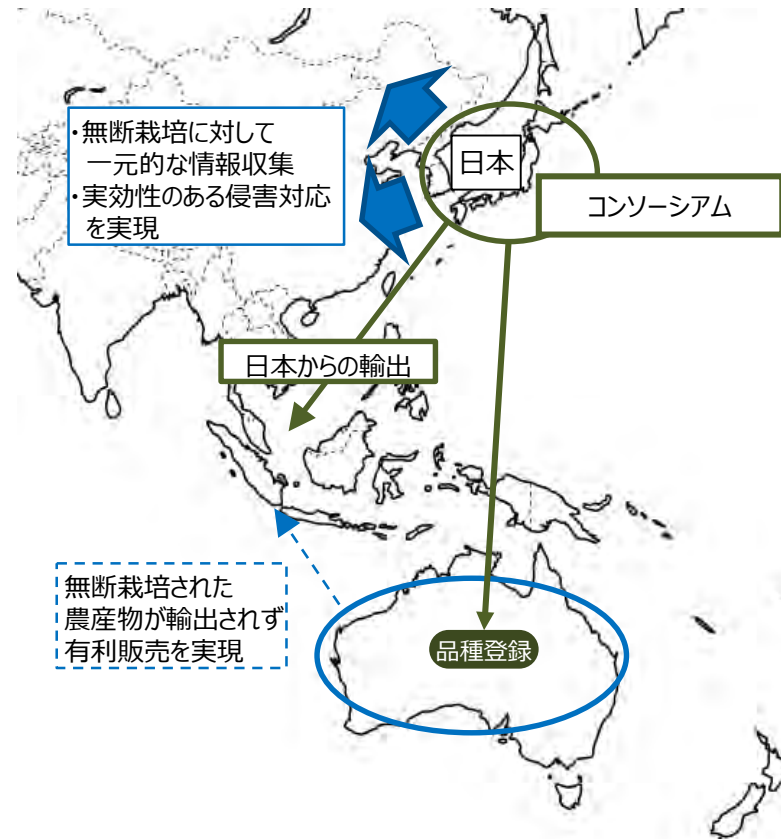
コンソーシアムが一元的に海外の知的財産権として保護する必要がある**優良な植物新品種**について、**海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集**し、品種開発者やグローバル産地に提供します。

2. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

コンソーシアムが一元的に**海外の侵害状況を監視・把握**し、品種開発者やグローバル産地に情報提供するとともに、**効果的な侵害対策を助言**します。

3. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

コンソーシアムに「知的財産相談窓口」を設置し、一元的に農業分野での**特許・商標の取得及び活用に向けた情報**を品種開発者やグローバル産地に提供します。



<事業の流れ>



31 地理的表示保護・活用総合推進事業

【令和5年度予算概算決定額 111（125）百万円】

<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品、輸出を指向する産品を含め多様な品目のGI登録申請拡大、GI産品の販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI侵害事案等に対する対策を強化します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

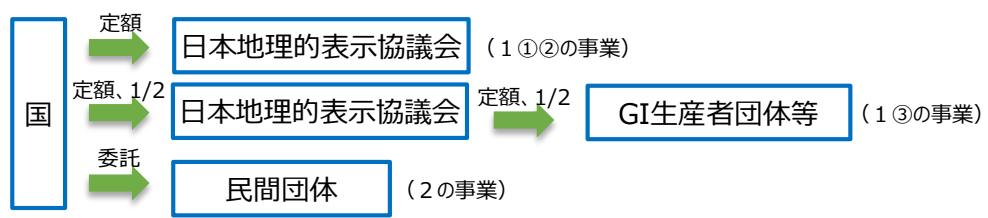
1. 地理的表示活用推進支援事業

- ① **GI申請相談・有望産品の掘り起こし**
GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、地場の産品から加工品、輸出を指向する産品まで、多様な品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。
- ② **登録生産者団体支援**
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の輸出や販路拡大等のための取組を支援します。
- ③ **海外でのGI等申請・侵害対策**
海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用等への対応を支援します。

2. 地理的表示産品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、輸出先国に応じた知財権の確立に向けた提案、国内外におけるGI侵害事案等に対する監視を行うとともに、侵害が発覚した場合の対策などをサポートします。

<事業の流れ>

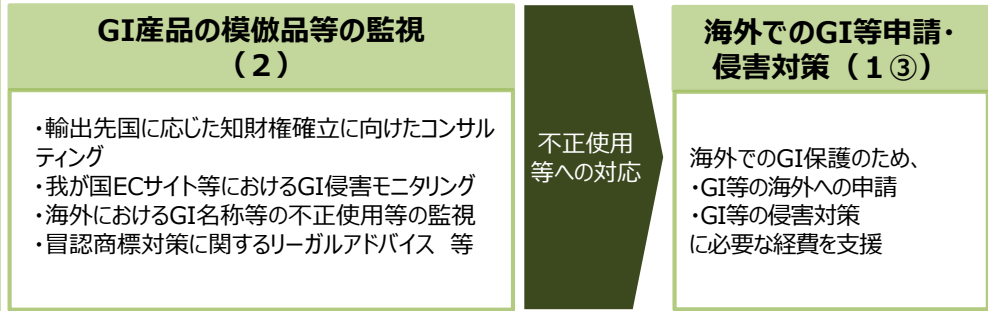


<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6442）